

# 介護保険制度改正のお知らせ

平成29年度から平成30年度にかけて実施される、介護保険制度の主な改正についてお知らせいたします。

## 平成29年8月から

### ●高額介護サービス費の利用者負担の上限額が変更になりました

介護サービスの利用者負担額が高額となり、一定額(上限額)を超えた場合には「高額介護サービス費」として、超えた分があとから支給されます。

この高額介護サービス費の利用者負担の上限額が、所得区分が「一般」の方については、37,200円から44,400円に引き上げられました。

(→ 19 ページ参照)



### ●第2号被保険者の保険料に、一部「総報酬割」が導入されました

第2号被保険者のうち職場の医療保険に加入している方の保険料の計算方法が、「加入者数に応じた負担」から「報酬額に比例した負担」に段階的に変更されます。

(→ 8 ページ参照)



## 平成30年4月から

### ●「介護医療院」が新たに創設されました

介護保険施設に、新たに「介護医療院」が創設されることになりました。これは主に、長期療養が必要な要介護者の介護や機能訓練を行うことを目的に作られるものです。

また、「介護療養型医療施設」(療養病床等)は平成30年3月で廃止される予定でしたが、廃止期限が6年間延長されました。

(→ 27 ページ参照)



## 平成30年8月から

### ●65歳以上で、所得が高い方の介護サービス利用料の負担が3割になります

合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方は、利用者負担が3割になります。(→ 18 ページ参照)

## 平成30年8月から

### ●高額医療合算介護サービス費の利用者負担限度額が変更になります

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の利用者負担額がいずれも高額になった場合、両者を合算して年間の限度額を超えた場合には「高額医療合算介護サービス費」として、あとから支給されます。この利用者負担限度額と所得区分が70歳以上の方について、下記のように変更になります。

(→ 19 ページ参照)



#### 《平成30年7月まで》

区分(年収)	限度額
課税所得145万円以上	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

#### 《平成30年8月から》

区分(年収)	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	19万円

## そのほかの改正について

### 平成30年4月から

ひとつの事業所で、介護保険サービスと障害福祉サービスが受けやすくなる「共生型サービス」がはじまりました。(→ 26 ページ参照)

### 平成30年10月から

福祉用具貸与の価格の適正化のため、商品ごとの平均貸与価格が公表され、貸与価格の上限が設けられます。

